国際政経論集(二松學舎大学)第18号,2012年3月

(論文)

T. H. グリーンの「諸社会の社会」としての国家論と、O. v. ギールケによるアルトジウスの連邦制論の類似性に関する E. バーカーの指摘について「

本間信長

はじめに

本論文は、約一世紀前にアーネスト・バーカーによって指摘された、トーマス・ヒル・グリーンの『政治的義務の諸原理についての講義』²における国家を「諸社会の社会」とみなす国家論と、オットー・フォン・ギールケによるアルトジウスの連邦制論の間の類似性について、その意味をより明確にしようとするものである。

本論文の意義は次の二点にある。

まず研究史的文脈では、バーカーのこの指摘は、グリーンの国家論をドイツ歴史法学の大家オットー・フォン・ギールケのアルトジウス研究における連邦制論と結びつけており、大胆で興味深い。しかも、グリーンのオクスフォードでのこの講義(1879 -80)と、ギールケの『ヨハネス・アルトジウス:自然法的国家論の展開及び法体系学説史研究』 3 が時期的に重なるため、なおさら興味が引かれる。さらに、国家の本質的な社会的属性を示す表現は双方に見られる。 4 しかし、バーカーのこの指摘は、後述の通り実際には極めて簡単に述べられているに過ぎず、彼の叙述では、ギールケの GA のどのような要素が、グリーンの LPPO との類似性をもっているのか十分明らかであるとはいえない。そして、このテーマは以後取り上げられておらず、バーカーの指摘の意味を解明する必要は残されてきた。本論文は、ギールケのGA とグリーンの LPPO の対比によって、この残された課題を追求しようとするものである。

より広い文脈におけるこの試みの意義は、単一国家とそこから展開してきた状況に対するオルタナティヴ探求にある。19世紀末から20世紀はじめにおける中央集権的単一国家の完成、全体主義的時代における倫理・道徳的価値と政治的権威の強引な一致と自由主義世界におけるその後の両者の接点の喪失、公的世界における倫理・道徳的要素の希薄化、顕著化している機会主義的技術主義とそれを基礎として冷戦終焉後グローバルに展開されている新自由主義的経済活動。これら一連のさまざまな要素の進展に現代社会は翻弄されている面がある。それらに対抗する、「平時」(normalcy)のための建設的な政治思想を探る上で、革命と帝国主義と戦争を燃料として人間の共同生活の営みがネイションを単位とする単一的全体主義的国家に鋳直される前の彼らの議論は参考になるであろう。

彼らの伝統も、現在完全に立ち消えになっているわけではない。総力戦の中で中央集権的単一国家化した諸国家は、行政国家というその基本的形態を維持しつつ福祉国家として運営されてきた。しかし、それら諸国家には徐々に欧州連合への道を切り開いてきたものもある。このことは、単一の中央集権的主権国家体制の中で、同時に連邦制的理念が欧州の政治を動かしてきたことを意味しているといえる。権力と利害をめぐる現実政治においても、国家論の理念は、単一国家ただ一つであったわけではなかった。連邦制や共生(symbiosis)の思想は何らかの形で生き残り作用してきた。

総力戦と全体主義的体制の延長に生まれた福祉国家システムはグローバル化の中で機能不全をきたしている。現在これに対抗してとりわけ強く主張されているのは、経済を人間活動の主要様式とみなすネオリベラリズム的思想であろう。しかし、人間の共同生活についての政治的伝統からは、異なる展望がありうる。従って、比較的最近まで主権国家システムを当然の前提として中央集権的単一国家に偏って議論されてきた国家論を、そうなる前の複合的要素を視野に入れることを通して、今後を構想する上での多様性を獲得していくべきであろう。5

1. バーカーによる両者の類似性の指摘

さて、問題のバーカーの指摘は、しばしば西欧 19 世紀の終わりとされる 1914 年までを扱った彼の『英国政治思想 1848 – 1914』⁶ においてなされている。

ところで、この本は、既に激動の中にあったとはいえ、総力戦と全体主義という異常な時代の直前までの19世紀西欧文明の政治思想を論じたものである。この中でバーカーが論ずるいくつかのテーマの内、英国理想主義の思想が主要なものとして取り上げられ、特にグリーンには力点が置かれている。バーカーは、政治哲学を「国家を倫理的観点で解釈し、人間の道徳的構成および発達への国家の関係を確定しようと試みる」学問と定義する。7

しかし、かかる学問の研究にはその他の学問からのさまざまな影響がある。例えば、数学や歴史がそうである。特に重要なのは、社会哲学の内容に貢献しうる学問であり、それらは、生物学、政治経済学、法律学、心理学、歴史研究(歴史学・人類学)であるとされる。生物学では、ハーバート・スペンサーの思想や優生学が、政治経済学ではアダム・スミスやリカードの古典派政治経済学やリストの国家保護主義やマルクスの国際社会主義が、法律学では、社会契約説の他に、ザヴィニーの歴史法学を普及させたメインや、ギールケに倣って国家内団体の実在的人格、自発的起源、及び社会内生的(inherent)権利を擁護したメイトランド、さらに、憲法論のダイシーらが、心理学ではマクドゥーガルとグラハム・ウォーラスが、そして歴史研究としてはメインと彼の仕事を発展させた人類学者らが言及されている。

19世紀末の人間の共同生活に関わる多様な研究領域がこのように列挙されているが、バーカーはそれによって政治哲学の研究を曖昧としたものにしようとしているのではない。政治哲学を論ずる上で、これらの多様な学問領域が不可欠であることを彼は力説するが、それらの多様な学問が政治哲学のためにできることは、政治哲学にとって究極的である道徳的要因に新たな角度から光を投ずることだけである。それらの一つ一つは必然的に一面的であり、従って単独では誤った方向に導くことになる。「それらは、国家を人間の道徳的意志の産物並びに機関として研究するという主要な義務から、われわれを放免することはできない。」》政治

哲学にとって本質的要素はあくまでも人間の道徳性であり、国家の倫理的観点からの研究が 本筋である。その他の学問は、このためのサブカテゴリーを構成するに過ぎない。

政治を人間の道徳性との関連で考察するアプローチは、まさにグリーンと同一であり、バーカーは彼を継承したといえる。バーカーのかかる観点からすれば、彼のこの著作が英国理想主義を最初に扱い、第1章を T. H. グリーンに当てて肯定的に扱っているのは当然である。そして、その中で、グリーンの思想と、ギールケによるアルトジウス研究の連邦制論との間の類似性が示唆されている。バーカーは、次のように述べている。

我々は国家を、個人との関係においてのみならず、団体――国家が内包する家族や職 業によるより小規模の団体であれ、国家が内包されているとわれわれがみなしうる「普 遍的友愛│(universal brotherhood)というより大規模な団体であれ──との関係におい ても考えなければならない。国家は「諸社会の社会」であることをグリーンははっきり と認識している。そして彼の表現は、ギールケがアルトジウスの「連邦制」理論の説明 およびギールケ自身の団体法の学説において強調した概念についての理解を示している。 それだけでなく、グリーンは、これら内包された社会――国家により創造されるのでは なく、前提とされる社会――がそれら自体の内的な権利の体系をもっており、かかる体 系はそれら社会の、社会としての性質から生じることを認識している。例えば、家族の 構成員であることには、そのようなこととして、そしてそれ自体において、それに付随 する権利と義務の体系が存在する。家族および全ての同様の社会に関して国家によって 行使される権利は、調整の権利である。国家はそれら各々のためにその権利の体系を内 的に調整し、国家は各々の権利の体系をその他の体系に対して外的に調整する。かかる 調整は二つの含意を持つ。一方で、そのように調整される権利は、今後国家ではなく個 人によって保持され、国家の市民としての個人によって享受される。それらの権利が国 家によって調整され、それらの権利が調整された形で保障されるという理由でそうなる。 もう一方で、その調整を行う国家は、その権力に関して一定の究極性を持っている。国 家がこれらの調整の源であるからには、国家は究極の権力であるに違いない。もしそう でなければ、もし国家それ自体が調整されるならば、国家はそのような源ではないであ ろう。しかし、かかる究極性、あるいはもしお好みならばかかる主権(sovereignty) は、無答責と考えられてはならない。国家は、事実と無関係にあるいは孤独に暮らす全 能のリヴァイアサンとして考えられてはならない。国家は、他の国家との関係を持って おり、「普遍的友愛」という概念に照らしてそれらの関係に自らを合わせなければならな V109

バーカーは、ここで、国家論だけでなくグリーンの権利生成に関しても言及している。この言及は、ギールケの議論との類似性を示すように述べられているように読めるが、曖昧さは残っている。

グリーンは、確かに、権利は国家権力により生じるのではなく、社会的共同体において生成することを強調している。この観点からは、当然、グリーンは法や権利にもかかわる法学的要素を持った思想家となるはずである。バーカーのこの著書の第6章では、法学者たちが議論され、ギールケも言及され、彼の法人実在説が連邦制と論理的関連性があることが述べ

られている。この議論はグリーンの諸社会の社会としての国家論とギールケによるアルトジウス論の類似性、特に権利の社会的生成に密接にかかわるはずである。しかしながら、この章ではグリーンについての言及は一切ない。読者はバーカーの先の指摘をどう解釈すべきであろうか。グリーンの権利についての議論と「諸社会の社会」という連邦制的国家構成原理と人格主義的倫理学は密接に関連している。グリーンのテキストとギールケのアルトジウス論における連邦制の議論を確認し、バーカーのグリーン紹介において曖昧に残された点を解明する必要が残されている。10

以下に見ていくように、グリーンの LPPO とギールケの GA は、それぞれ独自の歩みで「諸社会の社会としての国家」論ないし連邦制論にたどり着いている。しかし、それらの間には国家論及び権利と国家主権のあり方などをめぐる重要な共通性がある。

2. 連邦制的国家論に到達するそれぞれの議論の展開

2. 1 グリーンにおける「諸社会の社会」としての国家論に到達する議論

グリーンにとって道徳的生活とは、人が意志と理性を持ち、理性に導かれた自己満足の可能性の理念(the idea of a possible satisfaction of himself)によって行為を決定することである。(LPPO§6)自己満足が習慣的に特定の対象に求められることによって、人格が形成される。(LPPO§6)グリーンは、このようにして形成される人格の成長を、各人が追及すべき善とした。また、個々人が道徳的生活を送ることを通じて各自人格の成長を図ることは、全ての人々の共通善であり、それは最高の価値を有する。(LPPO§2)

さて、臣民の主権者に対する義務、市民の国家に対する義務、政治的上位者によって強制される個々人の互いに対する義務、すなわち「政治的義務」の意味を検討するのが LPPO の課題である。彼はその課題を、1. 法律、すなわち国家が強制する権利と義務の体系の果たす道徳的機能あるいは目的の考察、及び、2. それによる法律に従う真の根拠あるいは正当性の発見によって達成しようとした。(LPPO§1) そのための計画は次の通りである。1. 法律の真の機能(=法律に従うわれわれの真の道徳的根拠)の考察。2. 近代ヨーロッパの政治的義務の主要学説の検討およびそれらの批判を通じて、より真なる学説の要点をより明確に述べること。3. 文明諸国において強制される主要な権利と義務の詳細な考察により、先の原理に基づいてそれらの正当性の根拠及びそれらを遵守する根拠を問うこと。(LPPO§1)

歴史的虚構に依拠するものであるとしてホッブズ、ロックらの社会契約論を批判し、原子論的近代自然権思想を採らないグリーンは、権利は歴史の中の具体的人間関係の中で漸進的に形成されてきたと考える。¹¹ 従って彼は、歴史法学的権利理解を採用している。¹² そして彼は、これまでの慣習・制度・法律は不完全ながらも人間を道徳的に進歩させる要素を含んでおり、それ故に人はそれらに従ってきたとする立場をとっている。

ところで、彼の道徳哲学の立場から、人格の完成が究極の道徳的善であるので、現実の慣習・制度・法律はその観点から批判される。市民生活の諸制度の価値は、道徳的生活が可能であるように意志と理性に現実性を与え、それらが実際に行使されるようにすることにあり、そのような機能を果たす制度は自然法にかなう、とされる。(LPPO§7) グリーンにとって自然法とは、「それを実現するのが人類社会の使命であるところの目的にとって必要であるから『自然的』であるという意味で」自然法と呼ばれるところの、法律によって維持されるべき権

利と義務の体系である(LPPO§9)。

かかる自然法は、法律による強制を認めるので、道徳的義務(moral duty)とは区別され、外的行為を規制し、道徳的義務に相関するものである。法(Recht)¹³ に従うことと法を発展向上させることの両方に道徳的根拠が存在し、法への服従と法の向上によって得られる慣習的道徳の発展が究極の道徳的善である「人類の道徳的進歩」を形成する。「法は、それによって果たされる道徳的目的のためにのみ存する。」(LPPO § 10)

しかし、自発性が本質的である道徳的行為を、強制力を伴う法律で統制することはできない。法律が対象とするのは、法律による強制が可能な事柄、すなわち外的行為のみである。 (LPPO§14, 15) それでは、いかなる外的行為が法律の対象になるのか。その答えは、法律が利用する手段と、法律が相関的である道徳的目的に求められ、「その行為の源である動機と無関係に、その命令と禁止が・・・道徳的目的の実現される社会の存在に必要であり、法的結果に対する恐怖や希望という価値のない動機からなされたり抑止されたりするのであっても、全くされないよりはましな行為が、法的義務の対象たるべきである」。 (LPPO§15) すなわち、命令や禁止が人の個性 (disposition) に由来する行為に干渉する場合は、社会秩序を脅かすものでない限り、基本的にその行為は法律によって義務として課されたり禁じらるべきでない。逆に、その実行がその人の個性に由来する行為に好ましい条件を作り、法的命令がかかる行為と干渉しない場合は、義務として課されるべきである。 (LPPO§16) 法律には、自発性に基づく道徳的行為が強制によって損なわれぬよう、また、人々の自発性が引き出されやすいよう、最大限の配慮が必要とされる。

この必要に反して、法律が人々の道徳的個性の発展を妨げてきた例がある。それは「(a) 道徳の宗教的源泉を低下させがちであった宗教的戒律と信仰告白についての法的要件」、「(b) 道徳的生活の社会的条件を維持するために不必要なあるいはもはや必要ではなくなった、自立心の成長や雄々しい意識と道徳的威厳の意識の形成——端的には最高の善の条件である道徳的自律性——に干渉する禁止や制限」、「(c) 道徳的美徳の行使のための機会を奪い去る法的制度(たとえば救貧法、これは親の先見、子の親への尊敬および近隣の親切の行使のための機会を奪い去る 14)」(LPPO§ 17)である。また、父権的政府についても、道徳との関係から批判している。 15

法律が果たす道徳的目的は、無私の非利己的な道徳性が可能となる生活の条件を確立することへの貢献にある。グリーンによれば、法律によって強制され維持される権利が、かかる目的にどのようにそしてどの程度貢献するかを問うことが、自然法理論となる。自然法理論が、「実定法がどの程度までそうであるべきものであるか、およびそれに従う義務の根拠は何であるか、換言すれば政治的義務の根拠は何であるかを説明する | (LPPO § 19)。

このようにグリーンは、道徳的生活の条件を整える権利義務の体系が自然法であると考える。つまり、この目的に照らして、権利と義務は同一基準で考察され、権利であると同時に義務である自然法体系となる。そして、自然法は、実定法のあるべき姿を示すのである。英語には Recht や jus のように一語で権利・義務体系を表す語がないとグリーンが指摘するところの英国法思想の欠落は、この自然法理論によって埋められるはずである。16

グリーンは、先行的(prior)権利の前提から出発する近代個人主義的自然権論を批判し、 快楽の享受と苦痛の忌避以外に人間の使命を見出そうとせず、「人間の道徳的使命」を認めな い功利主義を批判し、道徳的存在としての人間の自分自身および他者における完全な人格の 発展という業(work)への献身に対する必要性を権利の根拠とする。(LPPO § 21-2)¹⁷ これは、自然法を含むあらゆる法の根拠であり、目的である。権利はかかる必要性が認められていることにより生ずるものとなる。従って、「権利を所有する権力」は、単なる強制力としての権力ではなく、「社会によって存在すべきであると認められた権力」であり、権利が存在するにはそれが道徳的目的に貢献すると社会的に承認されることが必要であるとされる。(LPPO § 23)

かかる権利論によってグリーンは、各人の人格的成長という道徳的目的を根拠として、実定法のあるべき姿を示す自然法と、歴史の中で具体的に発展してきた個々の権利とが、一貫して整合的に理解可能であると主張し、その観点から原子論的近代自然権論者と功利主義者を批判し、道徳的目的を根拠とする理想主義的権利概念を構築しているのである。

ところで、かかる権利は、社会による承認に基づき形成されるので、国家以前に存在する。 従って、国家は権利に対して自ずから制限をもつものとして構想される。この権利概念は、 近代個人主義的自然権思想のそれとは全く異なる個人の権利と国家との関係をもたらす。さ らに、グリーンは、国家そのものの生成を、かかる権利概念を梃子にして作り変える。

実力説、征服説では、利己的な熱情の持ち主が圧倒的な力を用いて国家を形成すると考えられ、国家は至上の強制権力に基づくものとされる。しかし、それは、グリーンによれば、かかる力の行使が実は人格の成長を促進する権利の維持という目的にかなうものであり、それゆえに国家形成に至ったという点が捨象され、主権が抽象的に考察されたために生じた誤解である。(LPPO§132)

この立場から、国家は、社会における権利の生成を前提とし、そこに何ものをも付け加えはせず、その権利を守るために存在するものであると断定される。当然国家主権も、圧倒的権力に基づく絶対性をもたず、国家の目的に由来する制限を帯びたものとして観念される。

「国家とは、互いに権利を持っていると認められていて、これらの権利の維持のために諸制度をもっている人々の集合体(body)である。主権の仕事は、・・・これらの権利を、外、すなわち外国からの、または内、すなわち社会の一員として行動しなくなった者からの、侵害から守ることである。主権は、この目的のために活動する、社会の代理(agency)あるいは社会そのものである。・・・」(LPPO§132)

国家においてはすべての法律が主権に由来するがゆえに、主権は法律に拘束されず、権利は単なる強大な権力としての主権に由来するという「感覚」があることをグリーンは認める。(LPPO§132)しかし、国家主権が権利として要求されるのは、国家が「その成員の権利の完全で調和的な維持のための制度であるが故に」であり(LPPO§132)、前述のような「感覚」が存在するとしても、それは国家が、国家の成員の権利を全体として維持する機能を果たしているという前提の上でのことである。従って、それが果たされなかった場合その「感覚」は存在し得ない、と彼は考えている。18

もちろん、これが国家という用語の恣意的な限定と見られてしまう可能性をグリーンは認識している。そしてその疑念に対し、漸次的な組織化の中で権利を守る十分な強さを持たない諸社会は、その強さを備えた国家の形態をとるようになってきたと説明し(LPPO§133)、権利の維持という国家の役割は、歴史の中で徐々に担われるようになってきたという事実に

よって答えとしている。完璧にその役割を果たす国家は現実には存在しないけれども、そうであるからといって国家の特徴が権利の維持と調整という役割以外のことで規定されてはならないのである。

従って、かかる役割を持つ国家は、権利を生み出す「他の形態の共同体を前提し、これらの権利を維持し確立し完全にするようにしてのみ存在する。| (LPPO § 134)

「国家が形成され、変更されてきたプロセスにおいて、力がいかに必要な要因であったにせよ、力は、それなくしては権利が存在し得ない理念に協力するものとしてのみそのような要因であったということである。私は「認識され得ない」ではなく「存在し得ない」という。なぜならば、権利は認識によって作られるからである。あらゆる権利は思考によって生じる(There is no right but thinking makes it so.)。人々がお互いについてもっている理念に由来しない権利はない。権利ほど実在的(real)なものはないが、もし「理念的」ということによって、物質的なものに全く依存せず意識にのみ存在をもっていることが意味されているならば、権利の存在は純粋に理念的である。力が国家の創造と発展において服従するのは、これらの理念的実在に対してである。・・・国家のみが国家を生み出す、近代史はこの考えの味方をするかもしれないが、これは確かに真実ではない。実際、初期の部族制から封建制を通じての近代国家の形成は、ローマ国家から実際に引き継がれた諸制度に依存していないとしても、ローマ国家に由来する理念に依存してきた。そして、フランス革命以来生じてきた国家制度の向上と発展は、以前の国家の存在を前提し、それによって〔しかるべき行動をとるよう〕決定されてきた代理者(agencies)によるものであった。」(LPPO § 136)

権利は国家によって作られるのではなく、人格の成長を図る目的で社会内生的に生成され、権利を守る諸制度も社会の中で生まれる。それ故、権利には国家から独立した存立根拠があり、人々の権利への国家干渉にはおのずと制限がある。その制限が表れているひとつの例が、国家の家族に関する権利である。グリーンはこのテーマに LPPO の一章(LPPO § 233-46)を当てている。

2. 1. 1. 国家の家族に対する権利

グリーンは家族生活の形成を次のように説明する。

「家族生活の形成は、ある人が実現しようとする自らの善の概念には彼と性的関係によってあるいは性的関係から生ずる関係によって結びついている他者の安寧(well-being)の概念が含まれているということを前提とする。彼はこれらの他者の安寧を、彼自身の目的と結合した恒久的な目的として認識しなければならない。そして、このように認識されるそのことへの関心(interest)は、彼にとって、時々のそれらの他者から快楽を得たり快楽を与えたりしようとする一時的(passing)欲望よりも勝る動機でなければならない。そうでなければ、妻あるいは妻たちの必要が恒久的に提供され、その運営に彼女(ら)の参与があり(一夫一婦制へ近づくにつれてより明確な参与となるが、妻〔なる存在〕が女性〔一般〕から区別されるところならば完全にそれが欠如していることはな

い)、それに基づいて子供たちは住居と必要の充足への要求が承認されるところの、家庭の設立をもたらす何ものも存在しないであろう。」(LPPO § 236)

このような家族生活は徐々に形成されてきたものである。グリーンは進化論的な見解を認める。¹⁹ ただし、人間が進化の過程によって家族生活を営むようになったとしても、その家族生活の能力は人間的な能力である。つまり、単なる性的衝動を超えて男性の側に一人の女性への恒久的関心が生じ、彼女から生まれる子供への関心も生じるのは人間的能力であり、これによって家族生活は開始された。この家族関係は、家族以外の人々から家族関係を守るプライバシーに対する権利を発生させる。それは、家族を持つ男性同士が自らの経験を省みながら互いに認め合うようになったものである。つまり、同じ氏族や部族の他の者に、習慣的に自分自身が感じるのと同様の関心があることを認め、彼らの家族の権利を人は自発的に尊重するようになったのである。

ところで、家族に対して行使される権力を権利と認めるのは、より大規模な社会である。 つまり、家族の存在は、より大規模な社会の存在を前提とする。この論理を貫くと、人類の 普遍的団体を(たとえそれがかすかにしか認識されていないものであっても)前提とせざる を得ない。ここに連邦制的構想が表れている。いかなる団体も、他の団体と無関係に存在す るものではない。

実際は、人は、見知らぬ人の立場に立って実際に考えることはできず、それゆえ見知らぬ人に対しては同じ制限を守らない。人は、他の国の女性を、その国の夫と家族にとって神聖なものとはみなさない。他の者の善を自らのものとする力は、より強くより個別化された形態で家族関係の土台となっている。しかし、その力は、普遍的団体が前提とされるのと同様に、共通善の認識により一つにまとめられている社会の土台として機能するように、より拡散された形で、常に存在していなければならない。それ故、家族関係が存在する場合は常に、家族関係において行使される権力に権利の性格を賦与するところの、より広い社会が必ず存在する、と想定される。(LPPO § 238)

こうして開始された家族生活は、グリーンによれば次のような発展史を辿った。

「家族生活の発達史は、次の過程の歴史である。すなわち、(a) 家族の権利が、全ての男と女がそのようなものとして資格を持っている権利として、氏族の特別な慣習やある国家の特別な法律から独立したものとみなされるようになる過程である。しかしながら、このことはあらゆる権利の歴史を同様に特徴付けるものである。(b) 人に関する権利としての、〔換言すると〕人がその対象であるところの権利でありそれゆえにその権利を行使する者と行使される者との間に相互的権利要求が存在することを意味する権利としての、これらの権利の真の性質が認識されるようになった過程である。これら二つの過程には、一夫一婦制の確立、さまざまな形の父権(patria potestas)の廃止、「女性の解放」(言葉の正しい意味における)、が関わっている。(1) 全ての男と全ての女は結婚し家庭をもつ資格があるという原則、および(2)家庭の中では夫および妻の権利要求は完全に相互的(reciprocal)であるという原則は、一夫一婦制の存在だけでなく、一夫一婦制が法律によって制定されている国に残っている男と女の間の間違った関係が除去されることなくしては実現され得ない。」(LPPO § 239)

グリーンは、ユスティニアヌス法典(Digest)に依拠しながら、「全人生を共にすること」(consortium omnis vitae)と「不可分の共通の生活」(individua vitae consuetudo)を結婚の本質的要素としている(LPPO § 240)。それを可能にするのが一夫一婦制であり、一夫多妻制は「権利の侵害」(LPPO § 241)として否定される。結婚は一人の妻とのみ適法であるべきであり、結婚は生涯にわたるものであるべきであり、結婚は夫または妻の不貞によって終結すべきものであるということは、権利の規則(rules of rights)である。それらは、道徳の規則ではなく、権利の規則であり、それなくしては、結婚した人の権利と家庭生活の外的条件は維持されない。そのような外的条件は、全体として自由な道徳性の発達のために必要である。

グリーンは、人格的交わりの最も基本的な関係を、家庭生活に見出していた。そして、かかる人間同士の人格的交わりと国家との関係に議論を進める。それは、社会の中で自由に形成された人間の人格的交わりを力/権力の関与から守るためである。²⁰

こうして、結婚と家族生活そしてそれを守る権利の規則が形成され、それによって道徳性 の自由な発達が促される。逆に、それが妨げられる場合についてグリーンは次のように場合 分けして論ずる。

まず、当事者のいずれかに不貞がある場合、これは婚姻に関わる権利の侵害であるが、国家は犯罪として扱いはしない。それは、次の理由からである。すなわち、結婚から権利が生じ、結婚には厳密に法的な側面があるものの、それが顕著になるのは望ましくない。「もし結婚が生じさせる権利の維持に権力(force)の要素があまりにも強く現れると、結婚はそれがもっているより高貴な道徳的目的において苦難をこうむる。・・・結婚から生ずる権利は、その本質において、それを侵すことに刑罰の恐怖を連想させることによって守られ得る類のものではない」(LPPO § 244)。

つぎに、夫または妻による不貞以外の婚姻の法的解消理由の有無が問われるが、グリーンはこれについて絶対的原理に基づいて答えられないとし、すべての権利が道徳的目的に関係付けられていることを考慮すべきであり、法律に出来ることは限られていて、婚姻関係と子供の権利がさらに傷つくのを防ぐために離婚の便宜を確保することぐらいである、と述べている。(LPPO § 245)

注目すべきは、グリーンは婚姻とそれにかかわる問題の多様性と複雑さにかんがみて単純な解答がないとしながら、権利の一般論として道徳的目的との関連性を強調し、権利を生み出す人間関係への国家・法律の干渉を排除しようとしている点である。権利が生じる基本的な人間関係には、国家や法律の権力による介入はあくまでも避けるべきであるという立場が堅持されている。

権利を生み出すのは、必要と有益性に応じて形成されるさまざまな人間関係とそれを維持するための力を必要性に基づいて承認するプロセスであり、権利は社会的に生成される。かかる特徴をもつ権利に国家権力が不必要な介入をすることは、いたずらに人間の道徳性・道徳的発展の可能性を損なうことを意味する。従って、そのような法律は作るべきではないし、もし存在するとしても、排除していくべきものとされる。ここから明らかになるのは、グリーンの国家が、諸社会において生まれる権利の維持と保護に目的を特化した、限定された役割を持つ存在であることである。

グリーンにおいては、人々の人格の発展という目的(=共通善)に対する必要性が社会的 承認を得ることが、権利の根拠であり、そのように生成する権利を守ることが国家の役割で あり、権利の社会的生成が社会と国家の連邦制的構成を要請する。かくして国家は主権を持つものの、それは「社会の代理」として行使されるものに過ぎず、一方の犠牲によって他の者が利得することのないように、社会内生的に形成される権利を維持する役割を果たすためにのみ行使されるに過ぎない。このように、人格主義的倫理学に基づき承認される権利の社会的生成と、それに基づく、基本的に社会の代理として活動する限定的な国家主権のあり方、及び権利の性質から要請される社会と国家の関係に由来する「諸社会の社会」としての連邦制的国家論が、一連のものとして説明されている。

2. 2 ギールケのアルトジウス研究における連邦制論

ギールケは、中世以降の政治学・法学を次のように概観していた。

中世都市共同体にポリス(キウィタス)を再発見した哲学者たちは、古典的国家概念を復活させた(哲学的国家論)。この時彼らは、王国や帝国を都市共同体の上位に位置づけ、国家とは、家族や共同体とは対照的な最高の・完成した・自己完結的な共同体であるとするアリストテレス的国家定義を貫徹することまではしなかった。

哲学的国家論はアリストテレスの国家定義を借用し、これは中世的普遍団体概念を崩壊させた。しかし、かかる国家定義は、哲学的国家論に次の3つの前提を残した。すなわち、1. 国家はただ一つだけ存在する、2. 国家の上位には世俗の国家は存在し得ない、3. 国家の下位には、より規模の小さい共同体のみが存在する。一方、法学においては、上位者を戴く団体とそうでない団体という区別が生まれ、国家は上位者を認めない団体と定義された。(GA229-32)

上位者を認めない団体としての国家という思想から主権国家概念が成立し、中世末期には 排他的主権が国家の特徴となり、世界帝国思想は消滅していった。この時、それにもかかわ らず、「人類の有機的組織という中世の理念」は生き残り、「主権国家の中では縮小された形 で継承され、人民の有機的組織という理念となった」(GA232)

排他的国家主権に直接進んだ哲学的国家論に対して、法学の中で継承展開された団体理論においては、ゲルマン的概念が継承されていた。その特徴は、非主権的団体全てに以下のものを保ったことである。すなわち、1. 固有で自立した共同体の営み、2. 非主権的団体の公法上の権利領域、3. 主権的存在と個人の間に存在する有機的で中間的な立場。

にもかかわらず、法学においても排他的主権の強化を志向する傾向は強くなり、団体は、 公法の権利領域については権限を委任された国家機関であるにすぎず、私法の領域について のみ国家から与えられた擬制的人格を通して固有の権利主体の一つとされるようになってい った。個人主義的自然法論を採る哲学的国家論の展開において、自由をめぐる闘争は主権的 国家と主権的個人の間の争いとなり中間団体は消失したが、法学においては、団体理論によ って私法の領域に残された固有の権利主体性が中間団体の命脈を保った。

ところで、普遍教会・普遍帝国の消失により、国家主権を制限する思想は失われた。従って、法学においては、個々の国家主権を損なわずに諸国家間に存在する国際法上の結びつきを導出する必要があった。そこで、それは万民社会(societas gentium)に根拠付けられた。²¹こうして、具体的な普遍的団体の消失は、人類の普遍的共同性が法によって表現されるという結果を伴った。各団体と普遍的共同性を統一的に理論化する道は、個人主義的自然権に依拠する哲学的国家論には存在せず、法学にのみ残された。哲学的国家論により主権国家ごと

に分断された人類は、法の領域で普遍的共同性の命脈を保った。

国家法と国際法が、そして公法と私法が分断されたこの状況で法概念の一貫性を確保するには、個人主義的自然権に依拠しない、国家法と国際法、公法と私法の整合的統一性をもつ理論が必要である。通説は、国家創設以前の各個人にそうしたのと同様に、相互関係において自然状態にとどまる各国家に、社会的特質を持った自然的義務があると仮定した。一方、哲学的国家論の立場にある厳密な主権論の信奉者は、諸国家からなる自然的共同体という概念も、実定法的な世界国家権力という古い概念も受け入れず、国際法の法的性格そのものを批判した。(GA236)

つまり、主権の絶対性を主張する哲学的国家論からは個々の国家を超える理論化の動きは 起こり得ず、法学において、自然状態のアナロジーから、自然状態にある国家間に社会的特質を持った自然的義務という思想が生じ、諸国家からなる自然的共同体という概念が生じ、 国際法の法的性格は継続した。(GA239)

にもかかわらず、団体理論には、哲学的国家論の影響による近代的・絶対主義的特徴が受け入れられていった。その影響が強まると、共同体は、国家の完成とともに自然法上の団体としては完全に消失するものと解されるようになる。従って共同体には、実定的な組織としてしか再起の道はなくなる。また、団体権力は、国家の至上権に由来するものとみなされるようになった。こうして、「17世紀初め以来大量に生み出された、政治学の教科書や手引書においては、より規模の小さい団体全でが、ますます徹底して、純粋に国家営造物的な構造物とみなされただけでなく、それらの団体は、団体の自由と独立に常に反対する精神で、主に他でもなく警察的な視点から論じられた。同時に、このような自然法的・政治学的見解の実定国法学への影響は、今やますます決定的に大きくなった。」(GA240-1)

自然法的国家論は、一方では集権的原子論的思想を完成したが、他方では個人主義的集団主義的見解から自由結社の原理を発展させ、その原理の助けを借りて団体からなる構成の再構築を企てた。(GA256) ギールケによれば、この後者の企てを完成させた人物こそがアルトジウスである。

2. 2. 1. アルトジウスの社会契約

アルトジウスは人民主権論を貫徹し、社会的組織体を形成する理論を展開した。(GA21) その際、鍵となったのが彼の社会契約論である。

アルトジウスの団体形成論は次のようなものである。人々は、必要に導かれて結合する。結合は、黙示的または明示的契約によって行われる。契約によって、その参加者は生活の仲間(共に生きる人々)となり、彼らは社会生活に有用で必要なものの共有化(communicatio)のため相互に義務を負う。かかる団体の支配は、全体の福祉のための奉仕であり、服従は、保障された保護と庇護に報いるものとなる。かかる団体の結合の動力因は、関与者の同意であり、結合の最終目的は共通の幸福である。アルトジウスは、規模の小さい下位の団体から規模の大きい上位の団体を発生させており、そのような構成が自然で歴史的な関係に唯一応える方法であるとしている。(GA21)

団体は、個々人を特殊な共通の利害のために結合する「単純な私的結合体」と、かかる団体を政治的共同体にまとめる「混合した公的結合体」とに分けられる。(GA22) 私的結合体は、一つの法的領域を持ち、一つの全体人格をもつ。このカテゴリーには、自然的必然的な

家族と、市民的自由意志的な結合である団体が含まれる。(GA22) 公的結合体は政治的共同 体である。これは、特殊な公的結合体と全体的公的結合体に分類される。(GA23)特殊な共 同体として場所的団体、すなわち地方共同体(村、地区、城市)がある。全体的共同体とし て「地方の全体的な団体」(universitas provinciae)、そして国家が扱われる。地方共同体は、 より大きな共同体の縮図であり、「彼「アルトジウス」は・・・市町村の社会共同化(市民に よる共有化)の内容を分析し、その中に国家的共同体の『小宇宙』をみる」(GA24)。すなわ ち、それぞれのレベルで、団体の長は全体に仕えることを誓い、個々の構成員はそれを条件 に長に服従する、という関係が貫かれる。そして、それぞれの団体は、必要に応じてさらに 上位の大規模な団体を他の団体との同意によって形成する。国家もそのようにして形成され る一団体である。22 その構成員は、都市と地方である。それらの間で結合しひとつの団体を造 るという合意により国家が形成される。「その契約が国家の紐帯である。」(GA25) このよう に下から構成される連邦制的国家が説かれる。形成された国家は、主権的統治権を必要とし、 それを形成する。かかる統治権は、「絶対的ではなく、法的制限に拘束されている」。(GA26) そして、人民が「全体として主権を造り出しそれを保持」する。(GA26)人民全体はかかる 主権的権利を譲渡できず、細分化することも出来ないが、その行使を委ねることができる。 統治者は、「主権を有する全体に服して」(GA28)いる。国家だから特別ということはなく、 他の規模の小さな団体におけると同様、統治者と人民の関係はアルトジウスの説く双務的社 会契約論が貫かれている。

「人民全体は、まさしく私法におけるあらゆる団体と同じく、その全体的権利の執行者を立て彼らに委任を与え、彼らに選挙人による条件を提示し就任の宣誓をさせることが出来る。(第 18 章第 $1\sim5$ 節)。さらに、そのような執行者は、団体論の原則に従って、人民が自らは集会することも行為することも出来ないので、人民を代表し、それ故に後見人の権利義務を持つ。しかし、まさに後見人として彼らは、被後見人のためにだけ存在し、『奉公人かつ僕』(famuli et ministri)であり、その受任者かつ代理人であるとみられ、他人の権利を取り扱い、自己の権利を取り扱うのではない。従って人民は、時間的には、当局よりも先に存在し、当局の権力の源泉であるように、人民は、当局にとっては上役であり上級権力の担い手である(同第 $6\sim14$ 、92 ~106 節)」(GA28-9)

ここから次のことが帰結する。すなわち、あらゆる支配者は、非常に自由な行政権力を持っているが、主人としての人民にとって最良なもののみを追求しなければならず、帝国の法律とその委任に拘束され、これらの限界を越えると「一介の私人」とみなされ、服従義務の対象ではなくなる。²³

こうして、主権は法的制限の下にあり、全体に奉仕するようにのみ行使されるものとされる。

ギールケによれば、アルトジウスにおいて連邦制と制限主権は上のような関係にある。「アルトジウスは、要するに公法全てを私法に解消する彼の基本図式において彼によって初めて原理にまで高められた社会契約の概念を、まさに躊躇なく貫徹することによって」(GA244)公法の私法的再構築を成し遂げた。人が必要に応じて公・私さまざまな団体を造る際と同様に、同じ社会契約の論理で国家も構成されるのである。

アルトジウスの純粋に自然法的な社会構成は、次の3点を特徴とする。すなわち、1. 家族、職業仲間団体、共同体、地方が、個人と国家との間にある有機的な分肢として存在する、2. より大きな団体は、より小さな団体が合意により団結した諸々の統一体から成り立ち、それを媒介としてその構成要素を把握する、3. より小さな団体のそれぞれは、真の原初的共同体として自ら個別の共同体の営みや固有の法的領域を獲得し、特有の目的達成のために必要不可欠なことだけをより高次の団体に委譲する。国家は、その部分をなす団体と同質であるが、ただ排他的主権を持つ点で異なる。この排他的主権は、最高の世俗的権力であるが、より小さな団体に対して限界を持つ。(GA244)

かかる社会構成においては、各部分は必要に応じて常に自らに適した上位団体の結合を同意によって形成する可能性を持っている。排他的国家主権は確かに存在するが、それは統治権力としてであり、統治権力の行使が各構成部分にとって不本意なものとなるならば、かかる統治権力は無効となる。このような、統治権力として限界を設けられた国家主権は相対的である。また、形成される主権は、各部分の必要のために存在するものであり、決して、国家契約の一回性に常に回帰する絶対的・固定的なものではない。

ギールケは、中世から継続されて展開されてきた団体論の法学における伝統の中で、アルトジウスが、団体内的権利生成とあらゆる団体に貫かれる彼の社会契約論によって、連邦制的国家論と制限された主権を生みだしたと主張している。

2. 2. 2. アルトジウスの抵抗権

制限主権との関連で、抵抗権に触れておきたい。アルトジウスにおける抵抗権は、全体としての人民にのみ存する。そしてそれは、「人民の名においてエフォルに与えられる」 (GA34)。個々の臣民には消極的抵抗権のみがある。(GA34) エフォル全体が、専制政治に陥っているかどうかを判断し、そうであると確認した場合は支配者に改心を勧め、その成果がなくその他の平和的手段も奏功しない場合は、「専制君主から国家(Reich)を奪い取り、彼を暴力を持って追放するか、あるいは死刑の判決を下し処刑する、そうした権限と義務を持っている」(GA34)

抵抗権は、人民一人ひとりにあるのではなく人民全体にあり、その行使は、専制に陥っているかどうかの判断も含めて、エフォルに任されなければならない。

3. 類似と違い

以上、グリーンとギールケのアルトジウス論の間には、バーカーが十分説明していない法学的議論における類似性がある。それは、権利の社会的生成、連邦制的国家論、制限主権論(代理としての主権)にかかわり、これら3点が相互に関連しながら一体として提示されていることが共通している。

グリーンもギールケも、権利が社会的に生成されると考えている。権利は国家によって作られるものではないため、国家はすでにある権利を守るための存在とみなされる。従って国家の役割は、基本的に、社会的に形成された権利の維持・管理に限定される。また、権利は社会において形成されるので、国家が権利を抹消することは出来ない。国家主権は、社会的に生成する権利を守るための統治権に過ぎず、彼らの論ずる主権は、絶対的なものではなく、制限主権である。主権は、それぞれ、社会あるいは人民の代理として活動すると考えられて

いる点も酷似している。(LPPO§132、GA28-9)

バーカーが示唆した類似性の内容は、上述の3点に関する共通性であろうと考えられる。

他方、両者の議論の出発点は大きく異なる。グリーンは、彼の人格主義的倫理思想を中心に据え、その実現を人類の共通善として、それに対する必要性で権利を根拠付け、国家論を構想していく。グリーンは、法の存在意義をもっぱら道徳的目的とした。それに対してギールケのアルトジウス研究では、もっぱら法学的議論が展開され、グリーンのように倫理的究極目的による法の目的限定や権利の根拠付けはされていない。

グリーンは、永遠意識を自己に内在させており、それによって人々に伝えられるとされる理性は、自己に内在すると考えられる。理性は、人間の自己に現れることで、一定の制限の下におかれるが、人間の内にあるとされる。従って、自然法(理性の法的表現)も、人の内面にその源泉を持つ。グリーンにおいては、法は内面化されている。他方ギールケは、法を理性に基づかせている点は同様であるものの、理性は人間の外にあり、人間の意志に外部から働きかけるものと考えている。²⁴ 理性と人間の関係についてのこの違いは、グリーンとギールケの決定的違いである。

当然のことながら、両者では取上げられている思想家も大きく異なる。グリーンは LPPOでは、スピノザ、ホッブズ、ロック、ルソー、オースチンらを主に批判の対象として扱い、オースチンに対抗する歴史法学的立場をメインに依拠して主張している。対してギールケのアルトジウス論では主に中世以降の政治・公法学者たちが非常に幅広く扱われる。

抵抗権について、ギールケのアルトジウス研究ではアルトジウスがエフォルの存在を重視し、抵抗権行使に制度的配慮の存在することが着目されているが、グリーンの関心は抵抗の根拠についての倫理的基準に集中している。²⁵

相違点を考慮すると、相互に直接的影響があったとは考えにくい。しかし、社会内生的権利論を採る歴史法学的立場は双方に共通している。両者の媒介項は歴史法学であり、グリーンは、人々の道徳的発展についての彼の独自の思考から権利の社会的生成論にたどり着き、その必然的結果として、ギールケの紹介するアルトジウスの連邦制論に類似した国家論を構想するに至ったと考えるべきであろう。

3. 1 もう一つの類似性: 法理念の力への信頼

もうひとつ両者に共通した特徴がある。それは法理念の力への信頼である。

グリーンの認識論は、自己の内に「永遠意識」の存在を前提とする。この「永遠意識」は、人に目指すべき「可能な自我」を提示する。つまり人間は、永遠意識の提示する自己のあるべき理念に導かれる存在である。法・権利は、かかる人間の人格の成長に必要であると社会がみなす事柄に対して成立する。従って、先の引用でみた通り、権利は実在的であるが同時に純粋に理念的な存在である。(LPPO§136) 彼の思想では、個々人の人格の成長への必要性から導出される法理念に現実を形成していく力が与えられている。

ギールケも、理念の力への信頼を示している。彼は GA 第 II 部第 6 章 「法治国家の理念」において、自然法思想の展開における理念主導的運動(実定法を自然法に包摂し、国家目的を法目的に包摂しようとする運動)について触れている。(GA300-5)この運動は、「18世紀の最後の数十年間に、その頂点に達し」た後、消滅へと向かった(GA317)が、その後現れた歴史法学派は法と国家の同時生成と相互規定性を発見し、法理念の回復を試みてき

た(GA317)。しかし、それに敵対する2つの新傾向が現れた。ひとつは、抽象的な自然法観念に依拠するもので、これは国家が理念に導かれることを否定する。もうひとつは実定法の自然法による補完を否定する立場であり、これは法が理念に導かれることを否定する。(GA317-8)ギールケは、かかる新傾向に対し正当な歴史法学の立場、すなわち、かつて自然法概念において独自の重要性を獲得した「正義の理念」を実定法の概念においても探求し、実定法の自然法による補完を追求する道をとろうとしている。(GA318)それは、法理念の実現を目指すことを意味する。これを志向する根拠を、ギールケは、法と権力の統一を求める人間精神の本性においている。(GA319-20)人間の精神的本性に、法理念の実現を求める何かが存在することを認めているのである。

人間にとっての理性の位置づけは異なっているが、両者とも理念が現実を動かすことについて信念を持っており、その根拠をそれぞれの人間観においている。バーカーは指摘していないが、この点でも両者に共通性をみることができる。

結びとして

背景も、扱っている思想家も異なり、相互に直接的影響関係は認められず、それぞれ独自の経路を辿って思想形成をしたはずであるにもかかわらず、グリーンとギールケのアルトジウス解釈には、権利・法、社会、国家の関係について、同じ源の影響を受けたのではないかという推論を誘うほどの類似性が見られる。また、理性を内在的に見るか、外在的に見るかという大きな違いはあるものの、それが法理念を形成し人間に影響を与え現実を動かしていく力となることへの信頼は双方に見られる。

彼らの試みは、その後まもなく帝国主義的現実政治に呑み込まれ、以後あまり省みられてきたとはいえない。しかし、「外」に対して良心の目を閉ざして突き進んでいった総力戦と全体主義の時代の前に彼らが到達していた人間・社会・国家の関係と法・権利をめぐる思想は、グローバル化の負の側面による閉塞感が漂う中で国家論の再考や公共性の構築に直面している現在、今後の構想を豊かにする上で無視すべきでない示唆を与えるはずである。

- 1 本論文は、現在準備中の博士論文の一部を構成する予定である。
- 2 原題は Lectures on the Principles of Political Obligation 以下 LPPO と表記する。LPPO には、R. L. Nettleship の編集による旧 T.H. グリーン全集(全 3 巻)(Works of Thomas Hill Green, Volume I-III, Longmans, Green and Co., 1885-8.) の第 2 巻所収のものと、それをそのまま収めた Peter Nicholson 編集による新らしい T.H. グリーン全集(Collected Works of T. H. Green Volume 1-5, Thoemmes press, 1997)(全 5 巻、内 1 ~ 3 巻は Nicholson による序を除き旧全集に同じ)、及び LPPO と他の短編を合わせて単行本として出版されたものがある。その他に、Harris らの編集・校正によるもの(T.H. Green, Harris and Morrow, ed., Lectures on the Principles of Political Obligation and Other Writings, Cambridge University Press, 1986.) がある。本論文ではこれを利用した。煩雑さを避けるため引用はセクション番号で(LPPO § 1)のように示す。
- 3 その第 I 部は 1879 年にギールケの師 J. C. ブルンチュリへの博士号取得 50 周年記念献呈論文として小冊子の形状で初めて発表され、第 II 部と合わせて製本されたものが 1880 年に発表された。原著は Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechitlichen Staatstheorien: zugleich ein Beitrag zur Geschichte der Rechtssystematik, Breslau: M. & H. Marcus, 1913. 以下 GA と表記する。翻訳はオットー・フォン・ギールケ著、笹川紀勝・本間信長・増田明彦訳、『ヨハネス・アルトジウス:自然法的国家論の展開及び法

体系学説史研究』(勁草書房、2011) 本論文では原著のページのみを(GA1)のように示す。

- 4 特にグリーンのLPPO § 141には国家を諸社会の社会と定義する表現がある。ギールケのアルトジウス論には直接に国家を諸社会の社会と定義する表現そのものはないが、国家を本質的に社会的存在とみなす表現は複数見られる。(例えば、GA21, GA99-100:「既存の国家についても、アルトジウスは、『社会』という範疇を全般的に適用」、GA161:「アルトジウスは、国家とは、・・・社会的団体であるという思想を、先駆者よりもさらに厳密に深く貫徹させた」、GA244:「国家は、その部分をなす団体とは種類としては同質」、など)
- 5 かかる試みには公共性をめぐるさまざまな議論があるが、特に関連性が高いものをあげると、柴田寿子「ヨーロッパにおける社会的連帯と補完性原理:EU時代における公共性の再構築と多元的福祉社会の思想」(齋藤純一編著『福祉国家/社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房, 2004.) や関谷昇「アルトジウスと補完性原理: "symbiosis"と "consociatio" をめぐる政治」(『人文社会科学研究』千葉大学大学院人文社会科学研究科, 2011.) がある。
- 6 E. Barker, Political Thought in England 1848 to 1914, Oxford University Press, 1915.
- 7 Ibid., p.7. バーカーのような立場の政治哲学は、アイザイア・バーリンの批判によって、政治哲学そのものの存立とともに、否定的に見られてきた。従って、政治哲学を復活させたといわれるロールズの『正義論』では、善ではなく公正さを媒介とする政治哲学が展開されることとなった。しかし、これは、ある意味で、カール・シュミットのいうところの自由主義の中性化作用の極みといえる。(「中性化と非政治化の時代」、(『合法性と正当性』、未来社、1983. 所収))その後、倫理・道徳的要素を公的議論に取り戻そうとする努力が「コミュニタリアン」の側からなされてきた。
- 8 Ibid., p.7.
- 9 Ibid., p.32-4. 下線による強調は筆者による。なお、バーカーはここでギールケによるアルトジウス論の連邦制並びにギールケ自身の団体法論とのグリーンの『政治的義務の諸原理についての講義』(以後 LPPO)との類似性を指摘しているが、本稿では基本的にギールケによるアルトジウス論との関連に議論を限定する。
- 10 バーカーは後に著書 *Principles of Social & Political Theory*, Oxford University Press, 1951. で自説を展開することとなる。その際、ギールケについての言及はあるが、グリーンについての言及はない。(174頁の脚注 2、及び196頁の脚注 2) ここでのバーカーの立場については今は言及できない。
- 11 LPPO § 7。なお、原子論的近代自然法思想へのグリーンの批判 LPPO § 107-8 を参照のこと。そこには 17・18世紀の哲学的自然権思想に対する不満が述べてある。「17, 18世紀の書物では、自然法の前提から 出発するので、問は決して適切な足場に立たされることはなかった。善き市民は共通善のためにいつ主 権に抵抗すべきかは問われず、人格や財産へのいかなる傷害が人に抵抗する自然権を与えるかが問われ た。・・・しかし、我々が人々の人格に関して社会に対してなされる悪を想定しない限り、抵抗権を人々 に与えるのは何かを問うことに意味はない。それを問うて初めて、すなわち、〔人々の人格に〕なされた 悪が〔主権への〕抵抗を要求する程度かどうかを問うて初めて、その問は権利だけでなく義務の問題とも なる。このように問が述べられるならば、ある条件では主権的権力に対する抵抗の義務がありうることを 否定する者はおそらくないであろう。」むしろ、多数者の抵抗の権利を論ずる代わりに多数者同様に少数 者の抵抗の義務を論ずることが重要であり、市民の多数だからというだけで、それらの者に主権に抵抗す る権利があるのではない。多数が抵抗の義務を認めるかどうかに関わりなく、公共善・共通善のために抵 抗は義務となる。ただし、抵抗の義務の行使は、より習慣的持続的で浸透力があるものである。無政府状 態を避け、既存の政府を公共善のための別な実効性のある政府で取り替える可能性は、抵抗に賛同する強 く知的な人々の気持ちの存在に依存する。逆に、公的精神が最も押しつぶされるのは、最悪の政府の下で である。そしてそれ故、極端な場合には、抵抗が人々の有効な支持を得られる見込みがなくとも、公的関 心のために抵抗する義務がありうるとされる。抵抗権論として見た場合、抵抗の根拠の、個人主義的自然 権的「権利」から「公共善のための義務」への移行が、グリーンの特徴である。ギールケが論じるアルト ジウスの抵抗権では、後述するように、エフォルの存在が中心的重要性を持っている。しかし、グリーン の抵抗権論にはエフォルに相当する人民全体の代わりに支配者の義務違反を正す特定の存在についての言 及はない。
- 12 グリーンは LPPO の中で、ヘンリー・メインの *Lectures on the Early History of Institutions* (John Murray, 1875.) の一部を引用し、法の根本的社会依存的性質(人々の意識への依存)を説明している。 (LPPO § 84)

- 13 グリーンは、実際に法律によって強制されている相関的権利と義務の体系という意味と、法律によって強制されるべき相関的権利と義務の体系という意味を合わせ持つことを jus や Recht の長所と捉え、それらの完全な意味に相当する語が英語にないことを問題視しており(LPPO § 8)、LPPO には本文中にしばしば jus と Recht の語が出てくる。
- 14 ギールケは特に触れていないが、アルトジウスは彼の『政治学』で都市を論じた第5・6章で、慈善を私的な事柄に含め、公的領域に含めていない。(Johannes Althusius, Frederick Carney, ed. & trans., Politica, Library Fund, Inc., 1995(1964))この点では、グリーンはアルトジウスと同様に、私的な領域、すなわち国家の法律の強制力が介入すべきでない個々人の道徳性にかかわる問題として救貧問題を捉え、慈善による救貧を考えている。福祉国家化していく過程において、どの時点で公的扶助・公的救済が権利として認められるかが注目されるが、グリーンにはその観点はない。彼の立場では、道徳性の発現としての慈善活動を通じた救済がふさわしいことになる。実際、グリーンの学問的後継者の1人とみなされるバーナード・ボサンケ(Barnard Bosanquet)は、妻のヘレンとともに、社会事業として貧困問題に対応する慈善組織協会(Charity Organization Society)の活動に積極的にかかわっていた。後に慈善組織協会関係者間で救貧活動への国家介入を肯定すべきかどうかをめぐり対立があった際、バーナードと立場を同じくするヘレンと C.S. ロッホは、国家介入を認めようとする Rev. S. A. バーネットに反対することとなる(飯田鼎、『ヴィクトリア時代の社会と労働問題』、御茶の水書房、1996、pp.333-44)。経済領域への国家介入の問題は、L. T. ホブハウスによって展開されることとなる。
- 15 「道徳は自ら課す義務の無私なる実行からなるので、『父権的政府』は、せいぜい、義務を自ら課す余地および無私なる動機が働く余地を狭めることによって道徳を不可能にすることしかしない』(LPPO § 18)
- 16 「法律は、それが『自然権』を強制するから善であるのではなく、ある目的の実現に貢献するから善なのである。われわれがいかなる権利が自然的かを発見するのは、この目的の達成のために人間にいかなる力(power)が確保されていなければならないかを考察することによってのみである。この力を、完全な法律はその極限まで確保する。このように、いかなる権利が『自然的』(唯一の正当な意味で)であるのかについての考察と、いかなる法律が正当可可能なものであるかについての考察とは、同一の (one and the same)プロセスを形成し、各々は人間の道徳的使命 (vocation)という概念を前提する。」(LPPO § 20)
- 17 「社会により個人に確保されるある権利を個人が持つという要求あるいは権利は、同じように、これらの権力が彼の道徳的存在としての使命の実現にとって必要である、すなわち自己と他者における完全な人格の発展という業 (work) への実効的献身に必要である、という事実に基づく。」(LPPO § 21))
- 18 権力が法の一般的体系と両立するのは、「国家は、誰も他の者の犠牲の上に得ることがないように(誰も他の者がその権力を奪われることによって保障される権力を持たないように)、全体としてあるいは体系としてその成員の権利を維持するという国家が果たす機能の故に、国家となるという想定の下でのことである」(LPPO § 132)
- 19 「彼らとともに家庭生活が初めて始まったところの人類――家庭生活が可能であったがゆえに「人間」であった存在――はそれが可能でない動物の「末裔である」かもしれない。すなわち、人類はそのような動物と、発生過程によって結びついているかもしれない」(LPPO § 237) グリーンは、当時の知識階層の若者が科学の発達の中で宗教離れを起こしていたことに憂慮を抱いていたが、その点で最も影響力が強かった進化論を科学的知識として認めていた。生物学的な人間のあり方と、人間の精神のあり方をグリーンは明確に区別している。
- 20 グリーンは、婚姻関係を最も基本的な人格同士の共同体とみなす。彼は、個人人格の成長を、人が追求すべき最も重要なものとみなすので、人格は、グリーンにとって、他の全ての根底をなす価値を持つ。アルトジウスは彼の『政治学』第2章§14で婚姻共同体を他のあらゆる共生、あらゆる結合体がそれに由来する「苗床」としている。(婚姻共同体の特別な重要性についてグリーンはアルトジウスに近い。婚姻共同体の意義について、ギールケのアルトジウス研究では特別な言及はない。
- 21 「16世紀以降、万民法(jus gentium)の拘束力を、自然法に基づく『万民社会』(societas gentium)に根拠付けることが、ますます頻繁になった。・・・かかる『万民社会』においては各民族は完全な主権を保持したが、にもかかわらず、人類の始原的で根絶しがたい統一体が、絶えることなく法的に表現されるようになった。」(GA235)主権国家に分断していった政治学(哲学的国家論)に対して、普遍性の要請される法理念が、法学説の展開を通じて人類の普遍的団体性を保った、と読むことが出来る。
- 22 「国家とは『多くの都市と地方が、事物と奉仕の相互的な共有化のために、また相互的な活動力と費用の

- ために、王国の法を保持し、組織し、執行し、保護するために、自らの義務とする、そのような全体的な公的結合体』(第9章第1節)である。」(GA25)
- 23 「すべての支配者は、たとえ、その職務において全人民を代表し、その『人格』を表すとしても、人民以上にできることはない・・・彼らは、なお非常に自由な行政権力をもっているが、しかし、人民を所有権者として承認し・・・この主人(dominus)にとって最良のものだけを追求しなければならない・・・彼らは、帝国の法律とその委任の制限にのみ拘束されている・・・これらの限界を越えた場合には、彼らは『神と結合体全体の僕』であることをやめ、一介の私人(privati)とみなされる。〔すなわち〕『その権力の限界を越える物事では、一介の私人に服従する義務はない』・・・しかしこうした制限は、統治権力の本質の中に非常に強くあるので、『絶対的権力』の明示的な承認でさえもなにものも変えることはできない。絶対権力は、自由が拘束のないことを意味しないと同様、恣意を意味しない。それはむしろ常に法的制限の中に詰め込まれた権力に過ぎない。・・・」〔GA29〕ギールケはここで、アルトジウスが、主権の絶対性を主張する立場に対し、その主張にもかかわらずそれは絶対ではありえないことを論じる議論を紹介している。
- 24 「・・・法とは、自由意志に対する外的な規範の総体であるからであり、それゆえに、本質的には、法は意思そのものではありえないからである。意志が意志を律する場合には、論理的な必然性を持って生じるのは、常に、権力の概念だけである!個別の意志だけではなく意志そのものにとっても拘束力を持つ外的な規範が存在すべきであるならば、その規範は、意志から独立した精神的な力のなかにのみ〔その〕基礎をもち得る。その力とは理性〔の力〕である。それゆえに、法とは、何かが存在すべきであるという全体の意志ではなく、何かが〔現に〕存在しているという全体の確信である。・・・法とは、人間共同体においては意志に対する外的な規範があるという人間共同体の確信である。」(GA318-9)
- 25 上の注11参照のこと。